

広報

うおづ

48/10

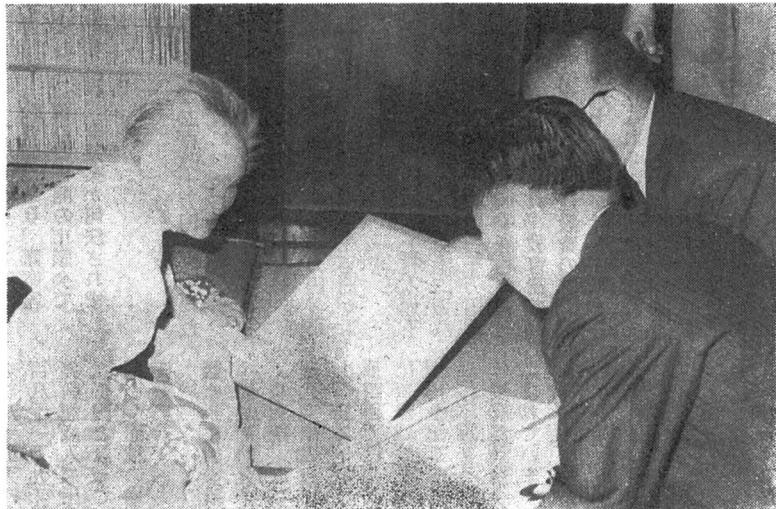
No. 334

昭和48年10月1日発行
発行所 富山県魚津市役所
(〒937)

昭和27年9月13日第3種郵
便物認可／毎月1日1回發
行

市では、今年九十歳を迎えた市内在住の十八人の方に、その長寿を祝い、永年の労苦をねぎらって座ぶとんを贈りました。一人一人に、市長自身からお祝いの言葉が贈られ大変よろこんでおられました。

長寿を祝つて



(どうして保存しましょう)

写真は、市長のお祝いの言葉に
およろこびの友道の林ゆきさん

←
写真左は市長のおしゃくで談笑さ
れる1日里帰りの皆さん



市では、老人ホームや、慈光園入園の方十一人で、北山鉱泉で、市長をはじめ社会福祉関係の職員の接待で夕食をともにしながら、一日里帰りを味わっていただきました。一泊して、翌屋元気で帰所されました。

一日里帰り

人口のうごき (8月末)

世帯数	11,953世帯			
人口(男)	22,784人	(女)	24,822人	
(計)	47,606人	(男)	(女)	(計)
出生	44人	38人	82人	
死亡	20	7	27	
転入	60	43	103	
転出	53	50	103	

億三千四十二万三千円を追加

補正予算

—9月定例市議会—

9月定例市議会は9月13日開会され、会期を10日間と定め、市長から公害問題について市民の安全と環境の保全を守るために、8月22日富山県知事立会のもとに他市にさきかけて日本カーバイド魚津工場と公害防止協定の締結をした旨と、8月31日環境庁から、現時点では、魚津海域の魚は安全であると発表された旨の報告があり、一般会計補正予算案はか7議案について案理由の説明がありました。14日から16日までは休会となり、17日に再開された市議会で代表質問や一般質問があり、議案審議は、各常任委員会へ付託されました。統いて再開の市議会で委員長報告があり、議案採決が行なわれ、全議案が可決されました。

審議可決された議案

金として三百四十万円が計上され

■一般会計補正予算

歳入歳出額がそれぞれ一億三千

四十万一千円を追加され、歳入

歳出の総額が三十億六千八百八十

三万円となりました。

歳出のおもなものは、総務費に

機構改革に伴う諸経費と、市民表

彰の報償費や新川広域圏事務組合

負担金などで、四千三百八十八万

四千円、本年12月に執行予定の富

山県知事選挙に要する費用三百四

十万五千円、民生費には、福祉セ

ンターの冷暖房工事費三百五十七

万円と、精薄通園施設工事に要す

る費用五百十六万円が計上されま

した。

衛生費では、公害調査の備品購

入代と、下水道事業会計への繰出

するところが見込まれています。

当

た。

車支出手金および起債をもつて充當

する

市立特別記念物埋没林博物館と

博物館法の定める施設として、

同一の条例で管理運営するために

してお届けしています。

■下水道事業特別会計補正予算

本条例が設定されたものであります。

「法の日」について

補正額は、三百四十万円を追加し、歳入歳出の総額を一千二百三十九万二千円とするもので、今回

の補正は魚津市の公共下水道認可

委託料の一部が計上されたもので

あります。財源は、一般会計から

の繰入金を充当することになります。

19月1日は、「法の日」です。

この条例は、魚津市立博物館の

設置および管理に関する条例の設

定に伴い博物館協議会委員の報酬

等を定めるためのものであります。

■農業共済事業特別会計補正予算

農作物共済勘定に、二百九十一

万六千円を追加し、歳入歳出総額

七千八十五万四千円、業務勘定に

百八十一万九千円を追加して、予

算総額歳入歳出とも四千百七十万

六千円となっています。これは水

稻引受面積の増加によるものであ

ります。

■水道事業会計補正予算

配水補助管布設工事などの受託

工事費を、収益的収支において、

収入支出とも百八十六万円を追加

し、資本的収支においては、企業

口事業資金の予託金一千万円が計

上されました。

土木費については、上村木地下

道横断道建設負担金七百十二万八

千円、市道新設改良費一千万円、

魚津都市計画図作成委託料六百七

十七万円が計上され、教育費では

学校給食センター建設費の補助見

る条例

■昭和47年度魚津市水道事業会計

決算認定

決算特別委員会に付託されました。

■新規土地改良事業計画の変更計

画

■昭和47年度魚津市水道事業会計

決算認定

■新規土地改良事業計画の変更計

目のご不自由な方に

声の広報届く

この広報を、8月号から目のご

不自由な方々にお届けすることができます。

それが同様されました。

「法の日」週間を通じて、「法

の支配」の重要さをあらためて考

えてみたいのです。

この条例が設定されたものであります。

10月1日は、「法の日」です。

この条例は、魚津市立博物館の

設置および管理に関する条例の設

定に伴い博物館協議会委員の報酬

等を定めるためのものであります。

10月1日は、「法の日」です。

この条例が設定されたものであります。

10月1日は、「法の日」です。

10月から月額6500円に 児童扶養手当など増額

10月から児童扶養手当・特別児童扶養手当が児童一人の場合、現行の月額4,300円から6,500円に増額されました。また支給制限（他の年金との併給関係や所得の制限）も大幅に緩和されました。

該当者は次のような人です。早めに市社会福祉課へお申込みください。

児童扶養手当

△対象となるのは次のような児童の場合で、その児童の母や母にかわって養育している人に支給されます。

ただし国民年金法の障害福祉年金及び老令福祉年金以外の公的な年金を受けることができる人には、手当は支給されません。

①父母が離婚した後、父親と別れて生活している児童

②父が死亡した児童

③父が癡疾の状態にある児童

④1年以上にわたり、父が法律により拘禁されている児童

⑤1年以上にわたり父が生死不明の児童

⑥1年以上にわたり父から遺棄されている児童

⑦婚姻によらないで生まれた児童

△手当の額

①請求者の所得

扶養親族が0人の場合は控除後の金額が1,204,700円

1人の場合1,344,700円、2人以上のとき扶養親族及び児童一人につき140,000円加算した額。

②配偶者及び扶養義務者の所得。

扶養親族が0人の場合は4,710,000円、1人の場合4,910,000円、2人以上のとき扶養親族及び児童一人につき140,000円を加算した額。

△対象となる児童は20歳未満であつて、次のいずれかに該当する児童です。ただしその児童が癡疾で年金をもらっているときは支給されません。

新住居表示によって町名等が変更になった方は、お忘れなく新住居表示の住所を記載して郵便物を

お出しください。

特別児童扶養手当

△所得の制限は児童扶養手当と同じです。

第13回市美術展 募集

みなさんの作品をおよせください

中小企業に退職金共済制度ができました

（商業、サービス業等では五〇人以下の事業所）

△申込みは近くの金融機関で、用紙も窓口にあります。

事業主が中小企業退職共済事業団と退職金共済契約を結び、従業員が退職したときに、国の援助で大企業なみの退職金を支給できるようになります。

△毎月の掛け金は四〇〇円から四、〇〇円まで十六種類あり、従業員個人ごとにきめ、掛け金は全額事業主負担となっています。

△加入企業の掛け金額は四〇〇円まで十六種類あり、従業員個人ごとにきめ、掛け金は全額事業主負担となっています。

△この制度に加入している企業は従業員のための社宅、寮、更衣室、休憩室などの福利厚生施設をつくる資金の融資が受けられ、加入期間や掛け金の納付額は問い合わせください。

△掛け金額は四〇〇円から四、〇〇円まで十六種類あり、従業員個人ごとにきめ、掛け金は全額事業主負担となっています。

△この制度に加入できるのは、常生活に、常時介護を必要とする児童（知能指数おおむね35以下）。

△身体に重度の障害のある児童（身体障害者福祉法の1・2級程度の障害）。

△身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある日常生活において常時の介護を必要とする程度のもの（心機能障害・結核性疾患・腎臓疾患・血液疾患・肝臓疾患など）。

△精神の障害であつて、前各号と同程度以上認められる程度のもの（精神分裂症・てんかん・うつ病など）。

△身体の機能の障害、若しくは病状又は、精神の障害が重複する場合であつて、前各号と同程度以上認められる程度のもの（身体障害と精神障害の併合障害）。

△手当の額は障害児童一人につき月額6,500円（現行4,300円）。

△会場：魚津市民会館（一般・中学生）

△期日：昭和48年11月1日から3日まで

△規格：（1）日本画、洋画は額を含め

△教育の部

△図画、書、工作（小・中学生）

△第三部彫刻、工芸

△第四部写真

△第五部華道

△教育の部

△図画、書、工作（小・中学生）

△第三部彫刻、工芸

△第四部写真

△第五部華道

△教育の部

△出品資格：市内在住者、勤務者ならびに出身者

△部門：一般の部、第一部絵画（日本画、洋画、版画）

△出品資格：市内在住者、勤務者ならびに出身者

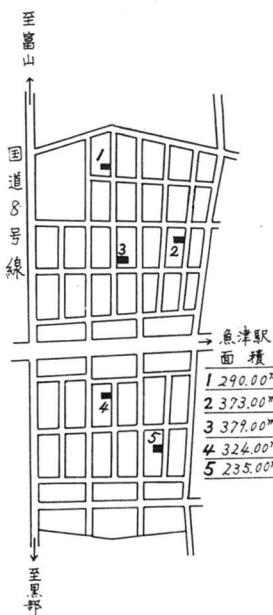
</

△加積地区土地区画整理

区域内の保留地を処分!!

市では昭和45年より加積地区で区画整理事業を行なってきましたが、この事業で保留地となつている次の土地を競争入札によつて処分することになりました。

こんど処分される土地は五区画約千六百平方メートル(四百八十四坪)で、この処分金は区域内の公園の造成事業や道路舗装事業資金などに使われることになります。



入札を希望される方は昭和48年10月31日まで建設部都市計画課にお申込みください。(電話22局2番)

（日曜・祭日を除く）
昭和48年10月31日まで
（200番）

（なお、申込用紙は同様にあります）

▽その他

▽申込みのできる人
魚津市内に居住している人、また勤務地が市内であつていすれば、申込み者が居住地または使用地とする人

▽入札の方法

入札の日時や入札場所などは、受付期間終了後、入札に参加することに指定された人に直接通知します。

たしかめで
またたしかめで
ハイ横断

愛情と家庭的ふんいきを!!

今月は「里親を求める運動」月間です。

これは保護者のない児童や、保護者に養育されること、不適当な事情にあると認められる児童を、自分の家庭にあすかつて養育する人（里親）を求める運動です。

昭和49年歌会始の（1）児童の養育に理解と熱意があること。

（2）精神的、物質的にその家庭が健全であること。

（3）その生活環境が、適当であること。

家庭にあすけてその愛情と家庭的ふんいきの中で健全に育てようという児童福祉法の法的制度の一つです。

里親になるためにはいろいろの条件が備わなければなりませんが、その主なものは

環境の中ですくすく育つてあります。このような家庭にめぐまれない児童の福祉向上のために里親を求めております。里親として里子を養育してみようと思われる方、またこの制度についておたづねしいことがありましたら、何でも問い合わせください。

現地富山県には約40名の里子が里親に養育されており、よい家庭の里親制度は家庭に恵まれない児童を篤志家の家庭にあすけてその愛情と家庭的ふんいきの中で健全に育てようという児童福祉法の法的制度の一つです。

昭和49年歌会始の（1）児童の養育に理解と熱意があること。

（2）精神的、物質的にその家庭が健全であること。

（3）その生活環境が、適当であること。

“住みよい社会をつくる

郵便貯金

郵便貯金は、すべて公庫、公団、県および市などを通じ、住宅や学校の建築、道路の建設、その他農業、漁業、商店の近代化など生活環境の整備のために金奨励運動」を展開いたしました。

（預金者貸付制度）などは、その例です。ぜひご利用ください。

（赤ちゃんもご一緒に）

（郵便貯金は、個人としても上手に利用すればいろいろお得なことがあります。秘密厳守はもちろんですが、台風や震災のときの非常払い制度、年々利

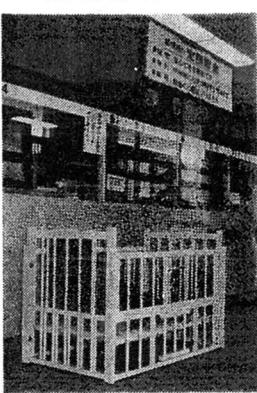
を得て、10月中、全国一せいに「住みよい社会をつくる郵便貯金奨励運動」を開いたしました。

（郵便貯金は、個人としても上手に利用すればいろいろお得なことがあります。秘密厳守はもちろんですが、台風や震災のときの非常払い制度、年々利

（郵便貯金は、個人としても上手に利用すればいろいろお得なことがあります。秘密厳守はもちろんですが、台風や震災のときの非常払い制度、年々利

（郵便貯金は、個人としても上手に利用すればいろいろお得なことがあります。秘密厳守はもちろんですが、台風や震災のときの非常払い制度、年々利

（郵便貯金は、個人としても上手に利用すればいろいろお得なことがあります。秘密厳守はもちろんですが、台風や震災のときの非常払い制度、年々利



（郵便局に設置された）
（ベビーサークル）

